## 川崎市社会的養護自立支援拠点事業 評価基準・採点表

		川崎市社会的養護自立支援拠点事業 評価基準・採点表
No.	評価項目	評価の視点
寸	体の運営能力	
(1)	団体の事業実績と安定性	この事業の目的を達成するために十分な実績があるか。また、安定した事業の実施を期待できるか。
(2)	社会的養護に関する理解	社会的養護に関する現状を踏まえ、支援が必要な児童等の現状を理解し、「貧困の連鎖の防止」に向けて、本事業において受託団体が担うべき役割の認識が的確か。
事	業の実施内容	
所!	児童等への支援	
(1)	継続支援計画の作成及び計画に基 づく支援の実施	<ul><li>・計画の作成内容が具体的に示され、その内容が対象者の自立に向けて効果的なものとなっているか。</li><li>・計画が対象者一人ひとりの状況に合ったものとなるよう、作成に向けてどのように取り組んでいくか具体的に示されているか。</li><li>・計画に基づく支援の進捗状況の把握や計画の修正、関係機関との調整等の方法について具体的に示されているか。</li></ul>
(2)	自立生活に必要な情報の提供及び相談支援の支援	・社会常識や就労、進学に向けた情報等の内容が対象者の年齢に応じて具体的に示され、その内容が対象者の自立に向けて効果的なものとなっているか。
(3)	就労先の開拓及び就労相談支援の実施	・就労に関する相談支援内容が具体的に示されており、その内容が児童等の自立に向けて効果的なものとなっているか。 ・就職活動に必要な面接や応募書類作成に関する指導を行うなど、円滑な就職活動に向けた支援内容が示されているか。
所.	児童等への支援	
(4)	継続支援計画を踏まえた支援の実 施	・計画の作成内容が具体的に示され、その内容が対象者の自立に向けて効果的なものとなっているか。 ・計画が対象者一人ひとりの状況に合ったものとなるよう、作成に向けてどのように取り組んでいくか具体的に示されているか。 ・退所者へ定期的な状況確認を行った上での、状況に応じた効果的な支援内容が提示されているか。
(5)	退所した後の生活に関する情報提供及び相談支援の実施	・退所者が抱えると想定される生活や就労上の課題等を踏まえた情報提供や相談支援について、自立生活の継続に向けた支援内容が具体的に:されているか。
(6)	退所後の就労支援の実施	・退所後に就労に関する相談支援内容が具体的に示されており、その内容が児童等の自立に向けて効果的なものとなっているか。 ・就職活動に必要な指導や情報提供を行うなど、円滑な就職活動に向けた支援内容が示されているか。
事	業の実施体制	
(1)	適正な職員配置	自立支援コーディネーター、生活相談支援担当職員、就労相談支援担当職員は、事業実施に必要な専門性・経験を有しているか。
(2)	団体のバックアップ体制	本事業の担当職員が事業実施日に不在である場合や課題が発生し組織的な対応が必要な場合など、団体として必要な支援体制が確保されていか。
(3)	職員の資質の向上	職員の資質の向上に向け、研修や人材育成に関する取組が具体的に示されているか。
関	保機関との連携	
(1)	関係する支援機関との連携	学校、区役所、児童相談所等の関係機関との連携の重要性を理解し、取り組む姿勢があるか。
(2)	児童養護施設等との連携	児童等を養育する児童養護施設等における養育状況等を十分に尊重しながら、適切に連携を図り取り組む姿勢があるか。
(3)	里親等との連携	児童等を養育する里親における養育状況等を十分に尊重しながら、里親及び里親支援機関と適切に連携を図り取り組む姿勢があるか。
適	正な事業実施	
(1)	個人情報の管理	個人情報の取扱いの基本的な考え方を理解し、電子データや文書等の情報管理を組織的に行う体制がとられているか。
(2)	適正な事務処理等の実施	対応記録や各種文書の作成や関係機関との調整等を遅滞なく実施するとともに、事業全体の進捗管理等を組織的に行う体制がとられているか。
(3)	利用者からの意見や苦情への対応	利用者からの意見や苦情を受け付ける体制及び対応が適切か。
(4)	緊急時の対応等	利用者の安全が確保されるよう、緊急時の連絡体制やマニュアル等について示されているか。
見	積書の妥当性	
(1)	見積書の妥当性	見積書は、実施内容や実施体制等に対して適切な金額となっているか。また、提案内容に無駄がないか。
現	  団体の評価(現在の受託事業者が再	· 再度応募してきた場合に適用)
	1	

現在の受託事業者が再度応募してきた場合、事業実績が優良であったか。

(1) 現団体の評価